**平成２８年（フ）第３３２号**
鹿児島県鹿児島市四元町1609番地２
債務者　石堂　　遥
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３３６号**
鹿児島県鹿児島市上本町14番８号（フローラル上本町201号）
債務者　山口章太郎
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第５３号**
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2100番地４
債務者　相澤　絹枝
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２８年（フ）第１６７号**
長野県安曇野市豊科高家3545番地１　グリンピュア豊科Ｃ206
債務者　伊藤　秀敏
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第１６８号**
長野県松本市梓川梓13番地８
債務者　塩入こず江
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第１７２号**
長野県松本市大手２丁目７番15号　グレイス402号
債務者　松澤　正次
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第８８４号**
京都府城陽市寺田今堀121番地の43
債務者　三栗・岩田こと　ＣＨＯＩ　ＨＹＵＮ　ＣＨＡＥ　崔　　絢菜
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第９６５号**
京都市南区久世上久世町542番地　パークテラス桂川219号
債務者　三島　佳子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８３号**
松江市春日町513番地１　コーポ舟田105、前住所松江市鹿島町佐陀宮内823番地１　ベルコリーヌＢ205
債務者　渡辺　　仁
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第９０号**
松江市宍道町白石2024番地１
債務者　持田　久子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１３５号**
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1524番地１　県営住宅　58―101―11
債務者　甲斐　一広
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第１３６号**
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1524番地１　県営住宅　58―101―11
債務者　甲斐　理恵
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第８２号**
石川県加賀市作見町カ131番地２　沢村アパート102号室
債務者　杉村　信義
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２８年（フ）第２０５号**
福井県坂井市三国町覚善第13号３番地21
債務者　寺前　智子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２０６号**
福井県坂井市三国町山岸第22号５番地
債務者　浜内　本気（旧姓髙山）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４３号**
兵庫県西宮市甲子園町24番25―301号
債務者　兼村　和信
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３４４号**
兵庫県西宮市甲子園町24番25―301号
債務者　兼村千惠子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係